主要国における未決拘禁・保釈, 刑の執行に関する制度の概要

主要国における未決拘禁・保釈、刑の執行に関する制度の概要

第1 アメリカ合衆国(連邦)

1 逮捕等

- 〇 連邦捜査局の捜査官等は、犯罪が面前で行われた場合、又は被疑者が重罪(注)を犯したか、犯していると信ずるに足りる合理的な根拠がある場合には、無令状で逮捕することができる(合衆国法典(以下「法典」という。)18編3051条から3053条まで、3056条,3056条A、28編566条(d)等)。
- 〇 裁判官は、申立てに基づき、被疑者が罪を犯したと信ずるに足りる相当な理由がある場合には、令状を執行する権限を有する者に対し、逮捕令状を発付しなければならない(連邦刑事手続規則(以下「規則」という。)4条、法典18編3041条)。
- 〇 逮捕された者は、別段の定めのない限り、不必要な遅滞なく裁判官の下に引致されなければならない(冒頭出廷)。無令状で逮捕された者については、規則4条の相当な理由の要件を満たすことが申立てによって明らかにされなければならない(規則5条)。
 - (注) 死刑, 無期刑又は1年を超える拘禁刑に当たる罪(法典18編3581条)

2 未決拘禁、代替措置により未決拘禁から解放する制度

[未決拘禁,公判前の釈放]

- 裁判官は、冒頭出廷の手続において、引致された者について、次のア若しくはイによる公判前の釈放又はウによる勾留の命令をしなければならない(法典18編3142条(a))。
 - ア 裁判官は、対象者について公判前に釈放をした場合にはその者の出頭を合理的に確保することができず、又は他の者若しくは地域社会に危険を及ぼすと認める場合を除き、出頭約束又は裁判所が定める金額の無担保の出頭保証書の提出に基づき、釈放中に犯罪を犯さないこと及び法律に従いDNA資料の収集に協力することを条件として、対象者を釈放しなければならない(同条(a)(1),(b))。
 - イ 裁判官は、アの釈放によっては、その者の出頭を合理的に確保することができず、又は他の者若しくは地域社会に危険を及ぼすと認めるときは、釈放中に犯罪を犯さないこと及び法律に従いDNA資料の収集に協力することを条件とし、かつ、以下の①から⑭までの条件のうち対象者の出頭並びに他の者及び地域社会の安全を合理的に確保すると認める最も制限的でない追加の一又は複数の条件を付して、対象者を釈放しなければならない。誘拐、性犯罪等であって未成年の被害者

が関係するものなどについては、釈放命令には、少なくとも、電子監視の条件及び以下の4から8までの全ての条件が含まれなければならない(同条4)2,4

- ① 対象者を監督し、裁判所に対し対象者の条件違反について報告することに同意した特定の監督者の監督に服すること
- ② 就労を維持すること、又は就労していない場合は積極的に求職すること
- ③ 就学を維持又は開始すること
- ④ 交友関係・住居・旅行の制限を遵守すること
- ⑤ 被害者, 証人となり得る者とのあらゆる接触を避けること
- ⑥ 指定された法執行機関等に定期的に報告をすること
- ⑦ 夜間外出禁止命令を遵守すること
- ⑧ 銃器等の危険な武器を所持しないこと
- ⑨ アルコールの過度な摂取をしないこと、資格を有する医療従事者による処方箋なしに麻薬その他の規制物質の使用をしないこと
- ⑩ 薬物依存・アルコール依存の治療を含む利用可能な医学的、心理学的、精神医学的治療を受け、そのために必要であれば、特定の施設内にとどまること
- ① 金銭を含む、法的負担のない十分な価値を有する財産について、要求されて出頭をしなかった場合には没収されることに同意し、かつ、当該財産の所有及び価値の証明並びに現存する法的負担に関する情報を、裁判所に提供すること
- ① 十分な資力を有し、対象者の出頭を確保するために必要な金額を 没収されることについて同意し、その資産及び負債の価値に関する 情報を裁判所に提出する保証人を付した保釈保証をすること
- ③ 就業、学業等の限定された目的のために釈放された後、特定された時間に収容施設に戻ること
- ④ 対象者の出頭並びに他の者及び地域社会の安全を確保するため合理的に必要とされるその他の条件を満たすこと
- ウ 裁判官は、聴聞の手続を経て、いかなる条件を付しても対象者の 出頭並びに他の者及び地域社会の安全が合理的に確保されないと認め るときは、その者の勾留を命じなければならない。その者が、規制薬 物に係る犯罪、テロ犯罪であって10年以上の拘禁刑が定められている もの、未成年の被害者が関係する誘拐、性犯罪等を犯したと信ずるに 足りる相当な理由があると認めるときは、いかなる条件を付しても対 象者の出頭並びに他の者及び地域社会の安全が合理的に確保されない

と推定される(同条(a)(4)(e))。

〇 起訴は、逮捕又は召喚状の送達から30日以内になされなければならない。ただし、当該被告人に係る他の手続によって生じた遅延の期間等は、この日数に算入しない。この期間制限内に起訴がなされなかった場合には、その者に対する訴追は打ち切られなければならない(法典18編3161条(b),(h),3162条(a)(1))。

[釈放中の逃亡等に対する制裁]

- その面前で行われた犯罪について逮捕をする権限を有する法執行官は、その面前において、保釈中の者が住居等の制限、被害者等との接触禁止、銃器等の所持の禁止等の条件に違反する行為をしていると信ずるに足りる合理的根拠があるときは、その者を逮捕することができる(法典18編3062条)。
- 〇 保釈の条件により要求された場合において、故意に裁判所に出頭しなかったときは、その者を、訴追されている罪の法定刑に応じ、10年以下の拘禁刑(死刑、無期刑又は15年以上の拘禁刑の場合)若しくは25万ドル以下の罰金刑(重罪の場合)に処し、又はこれらを併科する(法典18編3146条(a)(1),(b),3571条(b))。また、要求されて裁判所に出頭しなかったときは、裁判官は、保証金等の財産の没収を宣告することができる(法典18編3146条(d))。
- 保釈された者がその条件に違反する行為をしたときは、保釈の取消し、 勾留の命令、法廷侮辱罪についての訴追が行われ得る。検察官は、保 釈の取消しの手続を開始する申立てをすることができ、裁判官は、そ の者について逮捕状を発付することができる。逮捕された者は、裁判 官の面前に引致されなければならない。裁判官は、聴聞の手続を経て、 その者が保釈中に連邦法若しくは州法に規定されている犯罪を犯した と認めるに足りる相当な理由がある、又は、保釈の条件に違反する行 為をしたことの明確な証拠があると認めるときであって、かつ、いか なる条件を付しても対象者の出頭並びに他の者及び地域社会の安全が 確保されない、又は、その者に条件の遵守を期待できないと認めると きは、保釈の取消し及び勾留を命じなければならない。保釈中に連邦 法又は州法に規定されている重罪を犯したと認める相当の理由がある ときは、いかなる条件を付しても対象者の出頭並びに他の者及び地域 社会の安全が確保されないと推定される(法典18編3148条)。
- 〇 保釈中の者が犯罪を犯したときは、当該犯罪について科される刑に加え、当該犯罪が重罪であるときは、その者を10年以下の拘禁刑に処

し、当該犯罪が軽罪であるときは、その者を1年以下の拘禁刑に処する (法典18編3147条)。

3 刑の執行に関する制度

[拘禁刑の執行]

○ 裁判官は、拘禁刑の執行を待つ者について、明確かつ説得的な証拠により、その者が逃亡し又は他の者及び地域社会の安全に危険を及ぼすおそれがないと認める場合を除き、勾留を命じなければならない。そのおそれがないと認めるときは、3142条(b),(c)に従って釈放を命じなければならない(法典18編3143条(a)(1))。

暴力犯罪,死刑又は無期刑が規定されている犯罪,規制薬物に係る犯罪で10年以上の拘禁刑が定められているもの等について有罪と認められた者については,無罪又は再審の申立てが認容される高度の蓋然性が認められ,かつ,明確かつ説得的な証拠により,その者が逃亡し又は他の者及び地域社会の安全に危険を及ぼすおそれがないと認める場合を除き,勾留を命じなければならない(同条(a),(2))。

〇 裁判所の命令による服役のための出頭を故意にしなかった者は、服すべき刑に係る犯罪の法定刑に応じ、重罪の場合にあっては最長10年(死刑、無期刑又は15年以上の拘禁刑の場合)の拘禁刑若しくは25万ドル以下の罰金刑に処し、又はこれらを併科する(法典18編3146条(a)(1)、(b)、3571条(b))。

[罰金刑の執行]

- 〇 罰金刑を宣告された者は、裁判所が支払期日を定め又は分割払いとした場合を除き、直ちにその支払をしなければならない(法典18編3572条(d))。支払期日が定められた場合等において、宛先住所や居所に変更があったときは、30日以内にその内容を司法長官に通知しなければならない(法典18編3612条(b))
- 〇 司法長官は、支払われていない罰金等の徴収に任ずる。罰金の支払を 受けた裁判所書記官等は、その旨を司法長官に通知する(法典18編361 2条(a),(c))。

2500ドル以上の罰金については、判決後15日目より前にその全額が支払われないときは、利息を支払わなければならない(法典18編3612条(f))。また、懈怠(30日を超えた遅延)になった罰金についてはその10パーセントの金額を、不履行(90日を超えた遅延)となった罰金についてはその15パーセントの金額を、制裁金として支払わなければなら

ない(同条(g), 法典18編3572条(h),(i))。

罰金の判決の執行は、民事の判決の執行の手続によって行うことができる。罰金刑の執行については、その者が内国歳入法に基づき算定された租税の債務を負う場合と同様に、その者の全ての資産に対する優先権が認められる(法典18編3613条(a)、(c))。

[罰金の不履行に対する制裁等]

- 〇 裁判所は、罰金の支払が不履行となったときは、被告人の雇用状況や収入等を考慮し、保護観察等を取り消し、その条件を変更し、量刑をし直し、法廷侮辱罪に問擬し、その財産の差押え・売却を命じ、その他必要な措置を講じることができる(法典18編3613A条(a)(1))。その者が懈怠となった罰金の支払を意図的に拒絶し若しくは罰金の支払のために誠実な努力をしなかったと認めるとき又は犯罪の性質若しくはその者の性格に照らして拘禁刑以外の制裁では制裁又は抑止の目的を達するに不十分であると認めるときは、拘禁刑を宣告することができる(法典18編3614条)。
- 意図的に罰金を支払わなかった者は、当該罰金の未払残高の2倍若しくは1万ドルのいずれか大きい額以下の罰金若しくは1年以内の拘禁刑に処し、又はこれらを併科する(法典18編3615条)。

第2 イギリス(イングランド及びウェールズ)

1 逮捕等

- 警察官は、犯罪を犯そうとし若しくは犯している者、又は犯罪を犯そうとし、犯しており、若しくは犯したと疑う合理的根拠がある者について、以下のいずれかの理由により、その者を逮捕する必要があると信じる合理的根拠があるときは、その者を無令状で逮捕することができる(1984年警察及び刑事証拠法24条)。
 - ① その者の氏名・住所を確認すること
 - ② 自傷他害や財産的損害等を防止すること
 - ③ 子供その他の脆弱な者を保護すること
 - ④ 迅速かつ効果的な捜査の実施を可能とすること
 - ⑤ 犯人の失踪による訴追の妨害を防止すること
- O 逮捕された者は、警察署において留置することができる(以下「警察留置」という。)。警察留置は、その者を告発(charge)することなく24時間を超えて行うことができない(同法41条)。

ただし、正式起訴可能犯罪について、証拠の収集・保全又は被疑者の取調べをするため警察留置を継続する必要があり、かつ、捜査が入念かつ迅速に行われていると信じる合理的根拠があるときは、警視以上の警察官の承認により、警察留置の期間を通算で36時間まで延長することができる(同法42条(1))。また、これと同一の要件を満たすときは、治安判事裁判所が発する令状により、通算で96時間まで延長することができる(同法43条、44条)。

さらに、テロリストの逮捕に伴う警察留置は、検察官の請求に基づき高等法院の首席判事により指定された地方判事が発する令状により、通算で14日間まで可能である(2000年テロリズム法〔改正後〕別表8第29条(1)(4)及び36条(3))。

2 未決拘禁、代替措置により未決拘禁から解放する制度

[未決拘禁, 保釈]

- 〇 治安判事裁判所は、告発された者について、裁判所への出頭のため に拘禁し、又は裁判所への出頭を命じて保釈することができる(1980 年治安判事裁判所法128条)。
- 告発された者は、治安判事裁判所又は刑事法院に出頭し、若しくは 引致されたとき、あるいは保釈を申請したときなどにおいては、保釈 されなければならない。ただし、保釈された場合に、①その者の出頭 を確保できないおそれがある、②保釈中に犯罪が行われるおそれがあ る、又は③証人に働きかけ、その他司法手続を妨害するおそれがある と信ずるに足りる実質的な根拠があると裁判所が認めるときや、被告 人自身を保護するため留置の継続が必要であると裁判所が認めるとき などにおいては、保釈を許さないことができる(1976年保釈法4条.

同法別表1第2条,同3条)。

- 〇 殺人,強姦等の性犯罪,児童に対する性犯罪等により過去に有罪判決を受け,かつ,今回これらの犯罪で告発され,又は有罪判決を受けた者については,保釈を正当化する例外的な事情があると認められない限り、保釈は許可されない(1994年刑事司法及び公共秩序法25条)。
- 保釈するときは、その者の出頭を確保するため、保証人の提供や保証金の納付を求めることができる。また、その者が出頭すること、保釈中に犯罪を行うことがないこと、証人への働きかけなど司法手続を妨害する行為をしないこと等を確保するため、裁判所が必要と認める条件に従うことを求めることができる。この条件には、条件の遵守を確保するための電子監視の条件が含まれ得る(1976年保釈法3条(4)~(6ZAB))。

[不出頭等に対する制裁]

- 〇 保証金を納付した者が、出頭に応じないときは、裁判所は、正当な 理由があると認められない限り、保証金の没収を命ずることができる (同法5条(7))。
- 〇 保釈された者が正当な理由なく出頭しなかったときは、刑事法院に 移送されていない者については3月以下の拘禁刑若しくは罰金に処し 又はこれらを併科し、刑事法院に移送された者については12月以下の 拘禁刑若しくは罰金に処し又はこれらを併科する(同法6条(1),(7) 等)。
- 〇 裁判所は、保釈され、かつ、裁判所への出頭義務を負う者が、指定の日時に出頭しなかったときは、その者について逮捕状を発付することができる(同法7条(1))。また、警察官は、次に掲げる場合には、その者を無令状で逮捕することができる(同条(3))。
 - ① その者が出頭しないであろうと信じる合理的根拠があるとき
 - ② その者が保釈の条件に違反するおそれがあると信じる合理的根拠があるとき、又はその者が保釈の条件に違反したと疑う合理的根拠があるとき

3 刑の執行に関する制度

〔拘禁刑の執行〕

- 〇 裁判所が科した刑は、別に指示する場合を除き、これが科された日からその効力を生じる。拘禁刑を言い渡された者は、裁判所から刑務所に直接連行され、収容される(2000年刑事裁判所(量刑)権限法154条等)。
- 〇 拘禁刑を言い渡された受刑者は、どの刑務所にも合法的に収容することができ(1952年刑務所法12条)、刑務所長による法的拘束下に置かれているものとみなされる(同法13条)。
- 治安判事裁判所において、被告人を在廷させることなく拘禁刑が言い

渡されたときは、その者を刑務所に収容する前に裁判所に引致しなければならず、それまでは刑の効力は発生しない(1980年治安判事裁判所法11条(3),(3A))。この出頭確保のため、裁判所は、逮捕状を発しなければならない(同法13条,2015年刑事訴訟規則24.12条(4))。

[罰金刑の執行]

- 〇 裁判所は、罰金の支払について、期限を猶予し、又は分割払いを命ずることができる(2000年刑事裁判所(量刑)権限法139条(1), 1980年治安判事裁判所法75条(1))。
- 裁判所は、罰金の支払において不履行があるときは、その徴収のため 財産管理令状を発し、又はその者を刑務所に収容する令状を発すること ができる。ただし、収容状は、①当該犯罪が拘禁刑に処され得るもので ある場合において、その者に十分な支払能力があると認める場合、②他 の措置により支払を執行するに十分な期間、連合王国の居所にとどまら ないおそれがあると認める場合などでなければ、発することができない (1980年治安判事裁判所法76条(1)、82条(1)、2000年刑事裁判所(量刑) 権限法139条(2)、(3))。
- 〇 収容状により刑務所に収容することができる期間は、履行されていない罰金額に応じ、7日間(200ポンド以下の場合)から10年間(100万ポンドを超える場合)までとされる(1980年治安判事裁判所法76条(3)・別表4第1条,2000年刑事裁判所(量刑)権限法139条(4))。
- 〇 裁判所は、罰金刑を言い渡したときは、その者の身体の捜索を命じることができる。その者の身体から発見された現金は、罰金の支払に充てることができる(1980年治安判事裁判所法80条(1),(2), 2000年刑事裁判所(量刑)権限法142条(1),(2))。
- 〇 裁判所は、罰金刑の言渡しを受けた者に対し、定められた期限までに、その者の資産その他の経済的状況について裁判所が要求する報告をすることを命じることができる。この命令に従わない者は、1000ポンド以下の罰金に処し、故意に若しくは著しい不注意により重要な事実について虚偽の報告をし、又は故意に重要な事実を開示しなかった者は、4月以下の拘禁刑若しくは1000ポンド以下の罰金に処し、又はこれらを併科する(1980年治安判事裁判所法84条(1)、(2)、(3)等)。

第3 フランス共和国

1 逮捕等

- 警察留置は、司法警察員が職権で又は検事正の指示によりとり得る強制手段であり、重罪(注1)又は拘禁刑で処罰される軽罪(注2)を犯し、又は犯そうとしたと疑うに足りる一又は複数の相当な理由がある者の身柄を拘束して捜査官の用に供する(刑訴法62-2条1項,63条)。警察留置は、次に掲げる目的のうち、少なくとも一つを達成するための唯一の手段であることを要する(同法62-2条2項)。
 - ① 被疑者の立会い又は協力が必要な捜査の実施を可能にすること
 - ② 検察官の下に被疑者を引致することを保証すること
 - ③ 被疑者が証拠又は物的徴憑を改ざんすることを防止すること
 - ④ 被疑者が、証人若しくは被害者又はそれらの家族・親族に対し、 圧力を加えることを防止すること
 - ⑤ 被疑者が、共犯者となり得る者と通謀することを防止すること
 - ⑥ 当該罪を終わらせるために必要な措置の実施を保証すること
 - (注1)無期又は10年以上30年以下の拘禁刑に当たる罪
 - (注2) 10年以下の拘禁刑又は3750ユーロ以上の罰金刑に当たる罪
- 警察留置の期間は、24時間を超えることはできない。ただし、犯罪が 重罪又は1年以上の拘禁刑で処罰される軽罪であり、期間の延長が① から⑥までのうち少なくとも一つを達成するための唯一の方法である 場合には、検察官の書面での理由を付した許可により、24時間を限度 として延長することができる(刑訴法63条)。

刑訴法706-73条の適用範囲内の罪(一定の組織犯罪,薬物密売,人身取引及びテロ行為等の罪)の一つに関する捜査の必要性がある場合には、24時間単位の2度の延長が更に追加される(同法706-88条)。

また、フランス若しくは外国におけるテロ行為の切迫した重大なリスクが存在すること又は国際協力の必要性からそれが求められることが捜査又は警察留置の初期に判明した場合、刑訴法706-73条11号に規定される犯罪(テロ行為に関する罪)の一について警察留置されている者に対し、1回の更新が可能な24時間の追加延長の対象とすることを決定することができる(同法706-88-1条)。

2 未決拘禁、代替措置により未決拘禁から解放する制度

〔司法監督・電子監視付居住指定・未決勾留〕

〇 予審対象者は、無罪と推定され、自由である。ただし、予審上又は保安上の必要性を理由として、一又は複数の司法監督上の義務を遵守させることができる。司法監督では不十分である場合には電子監視付居住指定に付すことができる。これらの措置では目的を達し得ないときは、未決勾留に付すことができる(刑訴法137条)。

[未決勾留]

〇 未決勾留は、3年以上の軽罪の拘禁刑若しくは重罪の刑罰に当たる罪に問われているとき、又は予審対象者が故意に司法監督若しくは電子監視付居住指定の義務に違反したときに、自由勾留判事によって命ぜられ、又は延長される(刑訴法137-1条,143-1条)。

未決勾留は、次の一又は複数の目的を達成する唯一の方法であり、司法監督又は電子監視付居住指定に付すことでは、その目的を達成できないことが明らかな場合にのみ、これを命じ、又は延長することができる(同法144条)。

- ① 真実発見に必要な証拠又は物的徴表を保全すること
- ② 証人若しくは被害者又はそれらの家族に対する圧力を防止すること
- ③ 予審対象者と共犯者との間の不正な通謀を防止すること
- ④ 予審対象者を保護すること
- ⑤ 予審対象者を司法の用に供し続けることを保証すること
- ⑥ 犯罪を終了させ、又は再犯を防止すること
- ⑦ 犯罪の重大性,犯行状況又は犯罪が引き起こした損害の重大性から生じた公共の秩序に対する例外的かつ持続的な混乱を終了させること(軽罪の事案を除く。)
- 〇 軽罪事件においては、5年以下の拘禁刑に係る事件の予審対象者が、 それまでに普通法上の重罪又は軽罪について重罪の刑罰又は執行猶予 が付されない1年を超える軽罪の拘禁刑の言渡しを受けたことがない ときは、未決勾留の期間は4月を超えることができない(刑訴法145-1 条1項)。

その他の軽罪事件の場合は、4月を超えない期間、決定で延長することができる。この決定は、拘禁の期間の合計が1年を超えない期間、同様の手続によって更新することができる。この期間は、犯罪の一部が国外で犯されたとき、又は麻薬取引、凶徒の結社、売春あっせん若しくは財物強要の罪であるとき、若しくは組織集団によって犯される罪であって法定刑が10年の拘禁刑であるときは、2年とされる(同条2項)。

予審判事による捜査の継続が必要であり、予審対象者を釈放することにより人及び財物に特に重大な危害が加えられるおそれがあるときは、決定により、前項の2年の期間を4月延長することができる(同条3項)。

刑法421-1条から421-6条までの罪(テロ行為に関する罪)の捜査のための未決勾留期間は6月を超えてはならない(刑訴法706-24-3条1項)。自由勾留判事は、同条に規定する手続により、6月を超えない範囲で期間の延長をすることができる。この決定は、同様の手続で更新することができるが、全体で2年を超えることはできない。ただし、刑法421-2-1条の罪(テロ集団又はテロの準備を目的とした共謀への参

加に関する罪)の捜査のためには、この期間は3年まで延長される(刑訴法706-24-3条2項)。

○ 重罪事件においては、未決勾留の期間は、原則として1年を超えることができない。ただし、6月を超えない期間、延長することができる。 法定刑が20年の拘禁刑を超えない場合は、2年を超えて勾留されず、 その他の場合は、3年を超えて勾留されない(犯罪を構成する事実の 一部が国外で犯された場合は、それぞれ3年及び4年とされる。)。こ の期間は、その者が、刑法第2部及び第4部に規定された複数の重罪 又は麻薬取引、テロ行為、売春あっせん、財物強要、若しくは組織集 団による重罪で訴追される場合には、4年とされる(刑訴法145-2条1 項・2項)。

予審判事による捜査の継続が必要であり、予審対象者を釈放することにより人及び財物に特に重大な危害が加えられるおそれがあるときは、例外的に、期間を4月延長することができる。この決定は、1度更新することができる(刑訴法145-2条3項)。

- 〇 未決勾留は、犯罪事実の重大性及び真実発見のために必要な捜査の複雑性に照らし、合理的な期間を超えることができない(刑訴法144-1条)。
- 〇 予審判事は、いかなる事件においても、要求されたときは直ちに出頭して訴訟手続に応じ、かつ、移転する場合には届け出ることを誓約することを条件として、検察官の意見を聴いた上で、職権で、未決勾留に付された予審対象者の釈放を命じることができる(刑訴法147条)。 釈放を命じる場合には、司法監督又は電子監視付居住指定に付することができる(同法147-1条3項)。

未決勾留に付された者又はその弁護人は、同法147条に定める義務を 条件として、いつでも釈放を請求することができる。釈放を許すとき は、司法監督に付することができる(同法148条、148-1条)。

〔司法監督〕

○ 予審判事(又は自由勾留判事。以下この項目において同じ。)は、軽 罪についての拘禁刑又はそれよりも重い刑に当たる罪により予審の対 象とされている者に対し、検察官の意見を聴いて、決定により、司法 監督を命じることができる。この決定は、予審の期間中、いつでもこ れを行うことができる(刑訴法137-2条, 138条, 139条)。

司法監督は、対象者に次の一又は複数の義務を遵守させるものとする。これらの義務は、いつでも、検察官の意見を聴いた上で、解除・変更することができる(刑訴法138条, 139条, 140条)。

- ① 予審判事の定める区域から出ないこと
- ② 住所地又は予審判事が指定した居住地から、定められた条件に従い、かつ、所定の理由がある場合にしか離れてはならないこと
- ③ 予審判事が定める一定の場所に行かないこと
- ③-2 予審判事が定める区域の公道上におけるデモに参加しないこと

- ④ 制限を超えて移動する場合、予審判事に届け出ること
- ⑤ 予審判事が指定した公共機関、団体又は官庁に定期的に出頭すること
- ⑥ 予審判事が指定した官庁、協会又は有資格者の呼出しに応じること
- ⑦ 裁判所、警察署又は憲兵隊に対し、身分を証明する証書(特に旅券)を、身分証明の効力のある預り証と引換えに提出すること
- ⑧ 車両を運転しないこと、場合によっては、預り証と引換えに運転 免許証を差し出すこと
- ⑨ 予審判事が特に指定する特定の人と交際し又はこれと会うことを やめること、及び方法の如何を問わず、これらの者との関係を持つこ とをやめること
- ⑩ 検査、治療又は看護の処置に従うこと、殊に解毒のための入院の措置に従うこと
- ① 予審対象者の資力や負担を考慮し、予審判事が金額・支払期間・ 支払回数を決めた保証金を納付すること
- ② 犯罪がある種の職業的又は社会的な活動を行う際に又はその機会に犯されたものであり、かつ、新たな罪を犯すおそれがあるときは、選挙による委任又は組合責任の行使を除いて、その活動に従事しないこと
- ⑩-2 新たな罪を犯すおそれがあるときは、未成年者と日常的に接触することを含む活動を行わないこと
- ③ 専ら振出人から支払人に宛てて元本の引出しを許す小切手又は保証された小切手以外の小切手を振り出さないこと、及び場合によっては、このように使用を禁止された小切手帳を差し出すこと
- (4) 武器を所持又は携帯してはならないこと、及び場合によっては被 監督者が所持者となっている武器を差し出すこと
- ⑤ 予審判事が定める期間及び金額につき、期限内に人的又は物的保証の設定を行うこと
- (i) 扶養費を負担し、又は扶養費の支払義務若しくは婚姻費用の分担 に関する裁判若しくは司法的に認可された契約によって被監督者が支 払を命じられた扶養費を定期的に支払っていることを証明すること
- ① 犯罪が、配偶者・内縁関係にある者・パートナー契約の相手に対して犯された場合、又は自身の子供・配偶者の子供・内縁関係にある者の子供・パートナーの子供に対して犯された場合に、その住所地又はカップルの居住地以外に住むこと、場合によっては、その住所地、居住地又はその近辺に出没することを自制すること、必要であれば、公衆衛生的、社会的又は心理療法的な措置に服すること
- ①-2 刑訴法138-3条に規定されるカップル内の暴力の被害者であって、 接近予防のため移動式電子装置によってコントロールされている者に 対する接近の禁止を遵守すること

- ® 社会復帰及び市民としての価値観の取得を可能にするために用意された、公衆衛生的、社会的、教育的又は心理的に負担する条件を尊重すること
- 〇 予審対象者が司法監督上の義務に故意に違反したときは、予審判事は、 勾引勾留状若しくは勾引状を発し、又はその者を未決勾留に付すため に自由勾留判事に事件を付託することができる。自由勾留判事は、そ の者に対し、勾留状を発することができる(刑訴法141-2条 1 項)。

予審対象者が、判決裁判所への移送後に司法監督上の義務に違反したときは、検察官は、自由勾留判事に対し、勾引勾留状又は勾引状の発付を求めることができる(同条2項)。

予審対象者が納付する保証金及び設定する担保は、①全ての訴訟手続及び判決の執行のための予審対象者又は被告人の出頭(場合によっては、その者に課された他の義務の執行のための出頭)、②犯罪によって生じた損害の賠償及び原状回復の弁済並びに予審対象者が扶養費の不払について訴追されているときは、その未払扶養費、罰金の支払を担保する(同法142条)。

保証金又は担保は、予審対象者又は被告人が全ての訴訟手続に出席し、司法監督上の義務を遵守し、かつ、刑の執行に服した場合には、これを還付し、又は担保を解く。これと反対の場合には、正当な理由がある場合、又は予審免訴、無罪判決若しくは刑の免除の場合を除き、保証金は国に帰属し、担保により債権の回収が行われる(同法142-2条)。

〔電子監視付居住指定〕

○ 電子監視付居住指定は、2年以上の拘禁刑により又はそれよりも重く 処罰される事案の予審対象者に対し、職権又は当事者の請求により、 対審の弁論手続を経て、又は検察官の書面による請求に基づいて、予 審対象者若しくはその弁護人の意見を聴いた上で(ただし、釈放請求 を裁定する場合及び職権による釈放を命ずる場合には、予審対象者及 び弁護人の意見を聴く必要はない。)、予審判事(又は自由勾留判事。 以下この項目において同じ。)により、理由を付した命令によって決定 される(刑訴法142-5条、142-6条)。

電子監視付居住指定は、その対象者に対し、その住所地又は予審判事が定めた居住地にとどまることを義務付け、対象者は、定められた条件及び理由による場合のほか、当該場所を離れてはならない。これらの義務は、電子監視の下で実施され、予審対象者が7年の拘禁刑以上の刑罰で処罰され、社会内司法追跡が課される犯罪により予審に付された場合には、移動式電子監視の下で実施することができる。この対象者には、更に刑訴法138条に規定する司法監督上の義務及び禁止を課すことができる(同法142-5条)。

○ 居住指定の期間は、6月を超えない期間が定められるが、当該定められた期間と同じ期間、合計が2年を超えない限り、延長され得る(刑

訴法142-7条)。

〇 対象者が電子監視付居住指定に伴う義務を遵守しないときは、勾引勾留状又は勾引状の対象となり、未決勾留に付され得る(刑訴法142-8条)。

[判決裁判所への移送による勾留等の終了]

- 〇 予審判事は、事実が軽罪を構成するものと認めるときは、事件を軽罪裁判所に移送する。未決勾留、電子監視付居住指定又は司法監督は、原則として予審終結をもって終了するが、特に理由を付した決定により、被告人が裁判所に出頭するまでの間、未決勾留を継続し又は司法監督若しくは電子監視付居住指定を継続することを命じることができる(刑訴法179条)。
- 〇 予審判事は、事実が重罪を構成するものと認めるときは、事件を重罪 裁判所に移送する。未決勾留、電子監視付居住指定及び司法監督は、 その効力を継続する(刑訴法181条)。

3 刑の執行に関する制度

[刑の執行]

〇 宣告刑の執行は検察官による(刑訴法707-1条1項,708条1項)。罰金の徴収は、権限を有する収納官吏が検事正の名で行う(同法707-1条2項)。

〔自由刑の執行〕

- 〇 検事正及び検事長は、刑の執行を確保するために、警察力の援助を直接請求する権限を有する(刑訴法709条)。
- 〇 拘禁刑の執行を確保するため、検事正及び検事長は、刑の言渡しを受けた者を逮捕する目的で、官憲がその者の住居に侵入することを許可することができる(刑訴法716-5条 1 項)。
- 〇 拘禁刑を言い渡した判決の要約(抄本)に従って拘束された者は、全て身元、刑事的な立場(状況)又は個人的な立場(状況)の確認のために、警察署または憲兵隊部隊本部において24時間拘束され得る(同条2項)。

〔罰金債務の保証・担保権の設定〕

〇 予審判事又は自由勾留判事は、予審対象者が軽罪についての拘禁刑又はそれより重い刑に当たるものであるときは、司法監督の一つとして、予審判事又は自由勾留判事が定める期間及び金額につき債務の個人保証又は担保権の設定を行うことを義務付けることができる(刑訴法138条1項、2項15号)。この保証金又は担保は、以下の事項を保証する(同

法142条 1 項)

- ① 全ての訴訟手続及び判決の執行のための予審対象者又は被告人の出頭,並びに場合によっては、これらの者に課された他の義務の執行のための出頭
- ② 次の順序による弁済
 - a) 犯罪により生じた損害の賠償及び復元,扶養料の負債を支払わなかったために訴追を受けているときの扶養料の負債
 - b) 罰金

〔滞納留置〕

- 〇 重罪又は拘禁刑で処罰される軽罪について言い渡された罰金を意図的に支払わない場合、刑罰適用判事は、支払不能であることが立証された者を除き、罰金額に応じ20日間から3か月間までの期間の拘禁(滞納留置)を命じることができる(刑訴法749条以下、752条)。
- 〇 滞納留置は、支払命令から5日を経た後でなければ執行することができない(同754条)。滞納留置の執行は、罰金の支払を免除しない(同761-1条)。
- 〇 滞納留置を命じられた者は、債務消滅に十分な金額の支払若しくは供 託により、又は確実かつ有効な保証人を立てることにより、滞納留置 を回避し、又は効果を停止させることができる(同759条)。

[日数罰金刑]

- 〇 日数罰金刑(注)は、軽罪により拘禁刑が科せられる場合に言い渡すことができ、一定日数について裁判官が定める1日当たりの賦課額から算出される総額に応じた金額を国庫に支払うものである。日数罰金の総額は、対象者の資力及び負担を考慮して決定する。1日当たりの賦課額は、1000ユーロを超えることができない。日数罰金の日数は、犯罪の情状を考慮して決定する。この日数は、360日を超えることはできない(刑法131-5条)。
- 〇 日数罰金刑は、その総額について、言い渡された日数罰金の日数に相当する期間の経過をもって支払期限が到来するものとする(刑法131-25条1項)。その総額の全部又は一部の支払が滞った者は、未払の日数罰金の日数に相当する期間収容される。この手続は、滞納留置の場合と同様に行われ、収容は拘禁刑の執行に従う(同条2項)。
 - (注)日数罰金刑は、罰金刑とは異なる種類の刑罰として法定されており(刑法 131-3条)、日数罰金刑と罰金刑を併科することはできないこととされている(同法131-9条3項)。

第4 ドイツ連邦共和国

- <u>1 未決拘禁、代替措置により未決拘禁から解放する制度</u> 〔勾留〕
 - 勾留は、被疑者・被告人が罪を犯したと疑うに足りる強い理由があり、 かつ、勾留理由が存するとき、裁判官が発する勾留状によって、これ を命ずる。ただし、勾留することが事件の軽重等に照らして均衡を失 するときは、これをすることができない(刑訴法112条 1 項、114条 1 項)。
 - 勾留理由は、特定の事実に基づいて、
 - ① 被疑者・被告人が逃亡又は潜伏していると認められるとき
 - ② 被疑者・被告人が刑事手続を免れるおそれがあると認められると き
 - ③ 被疑者・被告人の行動が、証拠方法を破壊・変造・持去り・隠匿・偽造し、共同被告人、証人若しくは鑑定人に不当な方法で影響を与え、又は第三者にこれらの行動をさせることを強く疑わせるものであり、真実の発見を困難ならしめるおそれがあると認められるとき

に存するものとされる(刑訴法112条2項)。

また、謀殺、故殺、重傷害、放火等の同条3項に定める犯罪を犯したことが強く疑われるときは、上記の勾留理由がないときにも、勾留を命ずることができる(刑訴法112条3項)。

被疑者・被告人が性的虐待やつきまとい等112条aに定める犯罪行為を行ったことが強く疑われ、かつ、その被疑者・被告人が有罪判決の確定前に同種の重大な罪を犯し、又は犯罪を継続するおそれを基礎付ける事実が存在し、その危険を防止するために勾留が必要と認められるときは、勾留理由が存する(刑訴法112条a)。

○ 勾留状に基づいて被疑者を拘束したときは、速やかに管轄裁判所に引 致しなければならない(刑訴法115条)。

[勾留状の執行の猶予]

- 〇 裁判官は、勾留状の執行よりも緩やかな処分で勾留の目的を達成できると期待すべき十分な理由があるときは、勾留状の執行を猶予する。 勾留状が専ら逃亡のおそれに基づいて発せられている場合には、より 緩やかな処分として、特に次の処分が考慮される(刑訴法116条1項)。
 - ① 定められた日時に、裁判官、刑事訴追官庁又はこれらの者の指定する官署へ出頭すべき旨の指示
 - ② 裁判官又は刑事訴追官庁の許可を受けないで、住所、居所又は特定の地域を離れてはならない旨の指示
 - ③ 特定の者の監督の下でなければ住居を離れてはならない旨の指示
 - ④ 本人又はその他の者による適切な担保の提供

担保は、現金若しくは有価証券の寄託、質権の設定又は適当と認められる者の保証による。裁判官は、自由な裁量で、担保の額及び種類を定める(刑訴法116条a)。

○ 勾留状が罪証隠滅のおそれに基づいて発せられている場合には、より緩やかな処分として、特に、共同被告人、証人又は鑑定人と接触してはならない旨の指示が考慮される(刑訴法116条2項)。

刑訴法112条a (再犯の危険を理由とする勾留) により勾留状が発せられた場合であっても、被疑者・被告人が一定の指示を遵守し、かつ、これにより勾留の目的が達成されると期待すべき十分な理由があるときは、勾留状の執行を猶予することができる (刑訴法116条3項)。

- 〇 裁判官は、勾留状の執行を猶予した場合において、次のいずれに当たるときは、勾留状の執行を命ずる(刑訴法116条4項)。
 - ① 被疑者・被告人が課せられた義務又は制限に著しく違反したとき
 - ② 被疑者・被告人が逃亡を準備し、正当な理由がないのに適式な召喚に応ぜず、その他信頼に値しない者であったことを示す事情を生じたとき
 - ③ 新たに生じた事情により身柄の拘束を必要とするに至ったとき

[勾留審查]

〇 被疑者・被告人は、勾留されている間はいつでも、勾留状の取消し又は 刑訴法116条による勾留状の執行の猶予について、裁判所の審査を請求す ることができる(刑訴法117条1項)。

上記の審査は、被疑者・被告人の請求により又は職権で、口頭弁論に基づいて裁判をする(刑訴法118条1項)。口頭弁論に基づいて勾留が維持された場合は、被疑者・被告人は、勾留が少なくとも3月継続し、かつ、最後に口頭弁論を行った時から少なくとも2月を経たときに限り、重ねて口頭弁論の請求をすることができる(刑訴法118条3項)。

〔勾留の期間〕

○ 同一の事件による勾留の執行は、6月を超えて継続することができない。 期間の経過前に公判が開始しているときは、期間の進行は、判決の宣告 に至るまで停止する(刑訴法121条1項から3項まで)。

前記の期間は、事件に特別の難しさがあるため、捜査の規模が特に大きいため、又はその他重大な理由があって、なお判決を行う段階に至らず、勾留の継続が正当とされるときに限り、高等裁判所の命令により、6月を超えて続行することができる(刑訴法121条1項、2項)。ただし、勾留が刑訴法112条aの勾留理由(再犯の危険)に基づくものであるときは、1年を超えて維持することはできない(刑訴法122条a)。

[仮拘束]

○ 現に罪を行い、若しくは行った直後である者、又はその後に追跡されて

いる者について、逃亡のおそれがあるとき、又はその身元が直ちに確認できないときは、何人も、裁判官の命令なしに、その身体を仮に拘束することができる(刑訴法127条1項)。検察官及び警察職員は、勾留状又は収容状の要件が存する場合で、緊急を要するときも、仮拘束の権限を有する(同条2項)。

仮拘束をされた者は、釈放した場合を除き、速やかに(遅くとも拘束日の翌日までに)裁判官のもとに引致しなければならない。裁判官は、引致を受けた者を尋問し、身体拘束の理由がないと判断したときは、釈放を命ずる。その他の場合には、検察官の請求により又は職権で、勾留状又は収容状を発する(刑訴法128条)。

2 刑の執行に関する制度

〔刑事手続の遂行を確保するための措置〕

- 〇 強い犯罪の嫌疑のある者が刑事訴訟法の適用地域内に定まった住所又は 居所を有しない場合において、勾留状の要件がないときは、裁判官(緊 急を要する場合には検察官及びその補助官)は、刑事手続の遂行を確保 するため、次のことを命ずることができる(刑訴法132条1項)。
 - ① 言渡しが予測される罰金刑及び訴訟費用につき、適切な担保を提供すること
 - ② 管轄裁判所の区域内に居住する1名に送達受領権限を与えること ①の命令を履行しないときは、被疑者・被告人が占有し、かつ、その 所有に属する車両その他の物を差し押さえることができる(同条3項)

[刑の執行]

〇 刑の執行は、執行力の証明を付して裁判所書記官が交付する判決主文の 認証謄本に基づいて、執行官庁である検察官がこれを行う(刑訴法451条 1項)。

刑訴法161条(検察官は、公務所に照会して報告を求め、また、すべての捜査上の処分を、自ら行い、又は他の法令がその権限に特に規律していない限りにおいて、警察署若しくは警察官に行わせることができる。)は、刑の執行のため、その趣旨に応じて準用される(刑訴法457条1項)。

〔自由刑の執行〕

〇 執行官庁は、刑の言渡しを受けた者が刑の執行開始のための召喚に対して出頭せず、若しくは逃亡のおそれがあるとき、受刑者が逃亡しているとき、又はその他の方法で執行を免れているときは、自由刑の執行のために、勾引状又は収容状を発することができ(刑訴法457条2項)、その他、その処分が刑の言渡しを受けた者を逮捕するため適切なものである限り、訴追官庁と同一の権限を有する。(処分の)均衡を審査する際には、将来執行されるべき自由刑の期間を特に考慮しなければならない。裁判所の裁判が必要なときは、第一審裁判所がこれを行う(同条3項)。

[罰金の徴収]

- 〇 罰金は、原則として5日以上360日以下の日数により科される。1日分の重さは、1日当たりの平均実質収入等を算定の基礎として、経済状態等を考慮し、1~30000万ユーロの額を決定する(刑法40条)。
- 罰金の宣告を受けた者の人的関係又は経済状態から判断して、その者に 罰金を直ちに完納することを期待し得ないときは、裁判所は、その者に支 払の猶予期間を認め、又は一定の分割額をもって納付することを許容する (刑法42条)。
- 罰金刑の執行については、本法に特別の定めがない限り、司法徴収法の 規定を適用する(刑訴法459条)。罰金の強制的な徴収は、刑の言渡しを 受けた者がその支払を免れようとしていると認められる場合を除き、全 額の支払期限が到来した後2週間が経過するまで行うことができない(刑 訴法459条c)。

〔代替自由刑の執行〕

〇 罰金刑に代替する自由刑(代替自由刑)は、罰金刑の執行が近い将来に効果をあげることを期待できない場合において、執行官庁の命令に基づいて執行される(刑訴法459条e)。

	アメリカ(連邦)	イギリス	フランス	ドイツ
<u>逮捕等</u>	○警察官等の判断による無令状の逮捕が広く認められている ○逮捕後は、遅滞なく、裁判官の下に引致される(冒頭 出廷(Initial Apperance))	(イングランド及びウェールズ) 〇警察官等の判断による無令状の逮捕が広く認められている 〇原則として24時間。正式起訴可能犯罪については、 警察限りの判断により通算36時間,裁判所の発する令状により通算96時間まで延長可能。テロ関連犯罪の場合,裁判所の発する令状により通算14日間まで延長可能		○身柄拘束は、勾留状(裁判官による勾留命令)による のが原則であるが、現行犯又は急速を要する場合に令
	〇冒頭出廷時の審問の際に、保釈か未決拘禁かが判断されるのが原則 〇保釈条件の設定では出頭確保、他害(証人等)防止ができない場合、保釈は許されない。保釈されない限り、未決拘禁が継続する 〇逮捕から30日以内に起訴がなされない場合には、手続(charge)が打ち切られ、釈放される。		(予審段階) 〇罪証隠滅の防止等の目的達成のための唯一の手段であり、かつ、司法監督処分等ではこれらの目的が達成できないことが明らかである場合、裁判官の発する令状により、未決勾留に付される 〇重罪の場合、原則として1年以内であるが、通算4年8月まで延長可能。軽罪の場合、原則として4か月以内であるが、通算3年まで延長可能 (判決裁判所への移送後) 〇重罪の場合、釈放されない限り、未決勾留が継続 〇軽罪の場合、証人威迫防止や身柄保全等の理由がある場合を除き、未決勾留は終了	留が可能 ・逃亡又はそのおそれ ・罪証隠滅のおそれ ・謀殺, 故殺等, 一定の重大犯罪を犯したことが強く
代替措置により 未決拘禁から 解放する制度	【保釈】 〇犯罪の性質, 犯行状況, 被疑者・被告人の性格, 前科関係等を考慮し, 条件を付しても, 下記①・②が合理的に確保されない場合, 保釈は許可されない①公判廷への出頭確保②他者(証人等), 共同体への危害防止 (重大犯罪について) 〇一定の重大な犯罪を犯した疑いがある場合や, 一定の罪について有罪判決又は拘禁刑からの釈放後5年を経過する前については, 上記①, ②を確保できないとの推定が働く(反証可)	・保釈中に犯罪を実行する蓋然性があるとき ・証人への働きかけ等、司法運営の妨害の蓋然性が あるとき ・被告人を保護する必要性があるとき等 (重大犯罪について)	【司法監督処分/電子監視付居住指定】 〇予審対象者や判決裁判所へ移送後の被告人に居住制限等の義務を課すことにより、身柄を拘束せず手続確保を図るもの 〇以下の目的達成のための唯一の手段であり、かつ、司法監督処分等ではこれらの目的が達成できないことが明らかである場合、裁判官の発する令状により、未決勾留に付される ・証拠等の保全、証人等への威迫及び共犯者との不正謀議の防止 ・予審対象者の保護及び身柄保全、犯罪行為の終了又はその再発防止 ・犯罪行為の重大性等により公序にもたらされた例外的・持続的混乱の収束	保証提供等の代替措置により逃亡防止等の目的が達成される場合には、勾留状の執行が猶予され、釈放される。 (逃亡防止)より緩やかな処分による目的達成を見込める十分な理由 (罪証隠滅防止)より緩やかな処分による罪証隠滅のおそれの著しい減少を見込める十分な理由 (再犯防止)一定の指示を遵守することにより目的達成を見込める十分な理由
<u>等の防止策</u>	○保釈条件の設定 ・保証金の納付, 保証書の提出 ・外出禁止, 在宅拘禁, 電子監視 ・被害者・関係者との接触禁止 ・治療プログラムの受講 ○違反した場合の逮捕(保釈保証人には逃亡被告人を逮捕する権限あり), 保証金等の財産の没収 ○理由のない公判期日への不出頭の罪(最長10年の拘禁刑)	・警察署への報告	○司法監督処分/電子監視付居住指定 ・居住制限, 行動制限 ・関係者への接触制限 ・保証金の設定 ・治療, 入院 ・パスポート等の提出 等 ○違反時には処分を取り消し, 未決勾留可能。保証金の没収	○勾留の代替措置 ・裁判官等が指定する官署への出頭 ・適切な担保の提供 ・許可なく居住地を離れないこと ・共犯者・証人・鑑定人との接触禁止 ○違反した場合, 勾留状を執行。担保の没収

諸外国の刑の執行制度(概要)

	アメリカ(連邦)	イギリス (イングランド及びウェールズ)	フランス	ドイツ
拘禁刑の執行	○裁判官は、拘禁刑の執行を待つ者について、明確かつ説得的な証拠によりその者が逃亡し又は他の者及び地域社会の安全に危険を及ぼすおそれがないと認める場合を除き、勾留を命じなければならない。暴力犯罪、重大犯罪等について有罪とされた者は、無罪又は再審の申立てが認容される高度の蓋然性が認められるときに限り、保釈され得る○裁判所の命令に従わず、理由なく服役のための出頭に応じなかった者については、最長10年の拘禁刑が科される		力の援助を直接請求する権限を有する	〇刑の執行は, 執行官庁である検察官が行う。検察官は, 公務所に照会して報告を求め, 全て執行上の処分を自ら行い, これを警察官に行わせることができる 〇執行官庁は, 刑の言渡しを受けた者が召喚を受けて出頭 せず, 又は逃亡のおそれがあるときは, 拘禁刑の執行のため, 勾引状又は収容状を発することができる
罰金刑の執行	日が定められた場合において、宛先住所や居所に変更があったときは、30日以内にその内容を司法長官に通知しなければならない 〇2500ドル以上の罰金については、判決後15日目より前にその全額が支払われないときは、利息が生じる。30日以上の遅延については罰金額の10%、90日以上の遅延については罰金額の15%の金額の制裁金が科される 〇罰金は、民事判決の執行手続により執行され、租税と同	状を発することができる。収容状により刑務所に収容できる 期間は、未履行の罰金額に応じ、最短で7日間、最長で10年間 〇裁判所は、罰金刑を言い渡された者の身体の捜索を命 じ、発見された現金を罰金の支払に充てることができる 〇裁判所は、罰金刑を言い渡された者に対し、期限までに財 産状況を報告することを命じることができる。命令違反や虚	とすることができる ○刑罰適用判事は、意図的な罰金の不払いについて、支払不能である場合を除き、罰金額に応じた一定期間の滞納留置を命じることができる ○日数罰金刑は、一日当たり1000ユーロ以下の賦課額及び360日以下の日数を定めて言い渡され、支払が滞った者は、未払いの日数、収容される	まった住所又は居所を有しない場合において、勾留状の要件が存しないときは、裁判官(急を要するときは検察官及びその補助官)は、言渡しが予測される罰金刑につき、適切な担保の提供を命ずることができる。その命令を履行しないときは、被疑者・被告人が占有し、かつ、その所有に属する車両その他の物を差し押さえることができる